国立大学法人 東京芸術大学

法人番号:27

申立ての内容

【評価項目】

2 項目別評価 Ⅱ.業務運営・財務内容等の状況 (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標

【評定】

「中期目標をおおむね達成している」

【申立内容】

評定を「中期目標を達成している」に改めていただき たい。

【理由】

中期計画【48】の進捗状況が「十分には実施していな い(Ⅱ)」と判断されたことが当該目標項目全体の評定 を決めているが、以下3つの観点により再考願いたい。

①中期計画【31】に係る評価との整合性

「Ⅰ. 教育研究等の質の向上の状況 - グローバル化 に関する目標」を構成する中期計画【31】は、【48】と 同一内容を含むものであるが、国立大学法人評価委員会|状況並びに令和2年度及び令 に承認された「戦略的かつ意欲的な目標・計画」である ことから、NIADによる評価原案において「中期計画を実」ついて評価を行っているが、今 施している」という標準的な判定がなされている。【4 8】の語学力に関する部分は【31】を参照しており、【4 8】に含まれるもうひとつの要素「複雑化・高度化する 業務に対応できる職員を育成するための計画的な研修し についても、計画通りに実施できていることから、評価 に係る実施要領の基準等に照らし、また、【31】に係る 評価との整合性を踏まえ、【48】は「Ⅱ」には相当しな いものと考えられる。

②4年目終了時(令和元年度)評価および令和2年度評 価との整合性

中期計画【48】係る実績値については、令和元年度・ 2年度の時点でも目標値に届いていなかったが、進捗状 況は「Ⅲ」と判断され、項目全体の評定も「順調」を得 た。このことは、令和2年度評価までは当該計画の難易 度等が加味されていることを意味し、目標値に届いてい ないことが直ちに「Ⅱ」となるわけではない、という基 準が示されているものと言え、今般の評価は過年度の基 準との一貫性に欠く。

申立てへの対応

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

法人から申立てがあった内 容も踏まえて総合的に判断し た上で、原案の評定及び文案と しているため。

|なお、中期計画【48】は、中期 計画【31】の一部の要素が含ま れておらず、同一内容ではない 。加えて、「戦略性が高く意欲 的な目標・計画」に認定されて いないことから、中期計画【3 1】に係る評価との整合性を欠 くものではない。

また、4年目終了時評価では 、令和元年度までの事業の実施 和3年度の事業の実施予定に 回の評価では6年間の事業の 実施状況の評価を行っており、 変更が生じることはあり得る ことから、一貫性を欠くもので はない。

③当該項目を構成する他の中期計画事項も含めた総合	
的判断	
業務実績評価の実施要領では、項目別評価の評定に係	
る判断基準の目安が示されているが、基本的には総合判	
断がなされるものと明記されている。そのため、本学が 当該目標項目において、中期計画【48】以外(【42】~	
 1	
【47】【49】) では「干麹計画を工邑って关旭している 又は「中期計画を十分に実施している」との評価を得	
ていることは考慮されるべきであり、上記①②の状況に	
加え、当該項目を構成する中期計画8事項全体の総合的	
な評価という観点で見れば、十分に「中期目標を達成し	
ている」の評定に足るものと言える。	
	1